

著作物利用許諾契約書（電子配信）

著作物名

著作者名

著作権者名

〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社 GSC（以下「乙」という）とは、上記著作物（以下「本著作物」という）に係る利用許諾につき、以下のとおり合意する。

契約締結日 2024 年 月 日

甲

乙 株式会社 GSC

東京都渋谷区渋谷 1-13-5 大協渋谷ビル 9 階

代表取締役社長 長谷川 喜義

本契約締結の証として、本書 2 通作成し、両者それぞれ記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

第 1 条（利用許諾）

甲は、乙に対し、本著作物につき、第 3 条第 1 項に記載の行為の利用を許諾する。

第 2 条（独占的許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、第 3 条第 1 項に記載の行為を自ら行わず、乙以外の第三者に対し、複製、頒布の形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第 3 条（利用の内容）

- 利用の内容は、本著作物を、電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信する（本著作物のデータをダウンロード配信すること、ストリーミング配信等で閲覧させること、および 単独で、または他の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない）こととする
- 前項の利用においては、電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加すること、プリントアウトを可能とすること、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。
- 甲は、第 1 項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。
- 契約締結以前に甲自ら FANZA 同人、DLsite、BOOTH など個人間取引が可能な配信事業者（以下、「配信事業者」という）において作品を販売している場合は、乙に配信事業者をすべて開示し、乙はそこと被らないよう保証する

第4条（甲の利用制限）

- (1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物について、前条に定める方法による利用を、自ら行わず、かつ第三者をして行わせない。ただし、契約締結以前に甲自ら配信事業者において作品を販売している場合において、当該配信事業者において従前と同様の条件・態様・方法により当該販売を継続することについてはこの限りではない。契約締結以後、新たに配信事業者において作品を販売するときは、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- (2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らのホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む。また甲が所属する組織が運営するもの、あるいは他の学会、官公庁、研究機関、情報リポジトリ等が運営するものを含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- (3) 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- (4) 本著作物の紙媒体出版としての利用または DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に記録したパッケージ型電子出版としての利用については、甲は乙に対し、優先的に許諾を与え、その具体的条件は甲乙別途協議のうえ定める。

第5条（著作物利用料の支払い）

- (1) 乙は、甲に対し、本著作物の出版利用に関し、別掲のとおり部数等の報告および著作物利用料の支払いを行う。
- (2) 乙が、本著作物の全部または一部を納本、贈呈、批評、宣伝、販売促進、業務等の目的で電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。

第6条（本著作物の利用）

- (1) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の電子データもしくは本出版物の制作過程で作成されるデータの利用を、乙の事前の書面による承諾なく行わず、第三者をして行わせない。
- (2) 前項の規定は、甲の著作権および甲が乙に提供した原稿（電磁的記録を含む）の権利に影響を及ぼすものではない。

第7条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。

第8条（発行の期日と方法）

- (1) 乙は、本契約締結日から 6 ヶ月以内に、第3条第1項の全部またはいずれかの形態で利用を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が利用に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2) 乙は、価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。

第9条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から満1ヵ年とする。また、本契約の期間満了の2ヵ月前までに、甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、同一の条件で自動的に継続され、有効期間を1ヵ年延長し、以降も同様とする。

第 10 条（契約終了後の送信）

本契約有効期間中に読者に対する送信がなされたものについて、乙（第 3 条第 3 項の再許諾を受けた第三者を含む）は、当該読者に対するサポートのために本契約期間満了後も、送信を行うことができる。

第 11 条（締結についての保証）

- (1) 甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。
- (2) 甲は、本著作物において、乙以外の出版社、配信取次会社等との間で独占的な販売あるいは取次契約を締結していないことを保証する。

第 12 条（内容についての保証）

- (1) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないこと、および本著作物につき第三者に対して出版権、質権を設定していないことを保証する。
- (2) 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

第 13 条（●表示）乙は、甲の権利保全のために所定の位置に●○○○○を表示する

第 14 条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。ただし既に二次的に利用されている当該著作物の○○の販売を継続することについてはこの限りではない。

第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第 16 条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

第 17 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

第 18 条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

第 19 条（個人情報の取扱い）

- (1) 乙は、本契約の締結過程および出版業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。
- (2) 甲は、乙が本出版物の製作・宣伝・販売等を行うために必要な情報（出版権・書誌情報の公開を含む）を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

第 20 条（契約内容の変更）

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の書面による合意がない限りは、その効力を生じない。

第 21 条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第 22 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合、または本契約に基づく甲または乙の権利が侵害された場合には、甲乙は協力して合理的な範囲で適切な方法により、これに対処する。

第 23 条（契約終了後の措置）

本契約終了後においても、第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 24 条の規定は、なお有効なものとして存続するものとする。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 反社会的勢力と関係を有していないこと
- (3) 不当な要求行為をしないこと
- (4) その他、業務内容が公序良俗に反するもの又はそのおそれがないこと

前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第 25 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、甲乙協議のうえ、別途特約条項に定めるものとする。

第 26 条（管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として、解決するものとする。

【別掲】著作物利用料等について

本著作物の出版利用の著作物利用料等に関し、次のとおり定める。

1 著作物利用料の支払い

(1) 金額

①本出版物が電子配信された際の、社入金〇〇%とする。

(販売数量の定義)

販売数量は販売本数とするが、本著作物の全部または一部を納本、贈呈、批評、宣伝、販売促進、業務等の目的で電子的に利用する場合、流通過程でのトラブル等の事由によって返品・破棄処分されたもの、著作物利用料は免除される。

(特殊配信販売の定義)

特殊配信販売とは、「有料制の読み放題配信」や「為替相場の変動が生じる海外配信」など、同出版物の小売希望価格に変動が生じる場合の配信方法のことをいう。ただし、海外配信に関しては、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

(2) 支払期日

毎年5月、11月を締め日として各締め日後90日以内（ただし、90日目が休日の場合はその翌日まで）に甲が指定する同別掲記載の口座に振込、支払うものとする。また、支払にあたっては、支払額が金5,000円未満の場合、繰り越すものとする。ただし、毎月の支払額が金100,000円を超えた場合には、都度支払うものとする。

乙は、支払額の計算明細書を遅滞なく甲に送付する。

甲が同別掲記載の振込支払先、および出版契約書記載の計算明細書の送付先を変更する場合は、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

2 甲の振込支払先

銀行名：

店名：

口座種目：

口座ナンバー：

口座名義：